

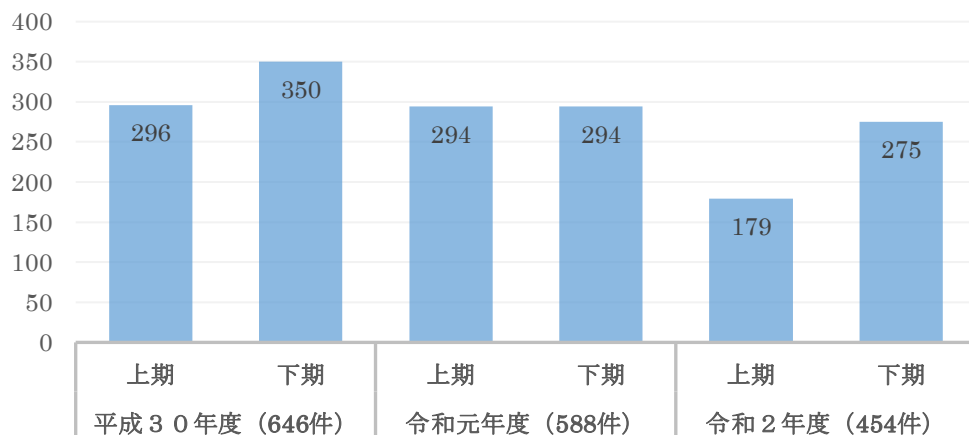
多重債務相談の受付状況(令和2年度)

【令和2年度受付状況の概要】

- 令和2年度の相談件数は454件と、前年度(588件)と比べて▲22.7%の減少。
なお、新型コロナウイルスの影響により失業や減収となったことから、債務を返済できないとする相談は77件あり、全体の17%となっている。
- 「借入れのきっかけ」では、前年度同様「低収入・収入の減少等」が最も多く126件、次いで「商品・サービスの購入」が78件、「事業資金の補填」が43件となっている。
- 「相談のきっかけ」においても、多重債務相談窓口を案内する「チラシ・リーフレットの配布物」が前年度同様最も多く142件、次いで、地方公共団体や消費生活センター等の「他の相談窓口からの紹介」が94件、「インターネット」が90件となっている。
- 相談を受け付けた454件のうち323件、全体の71%については、弁護士会等の法律の専門機関を紹介している。

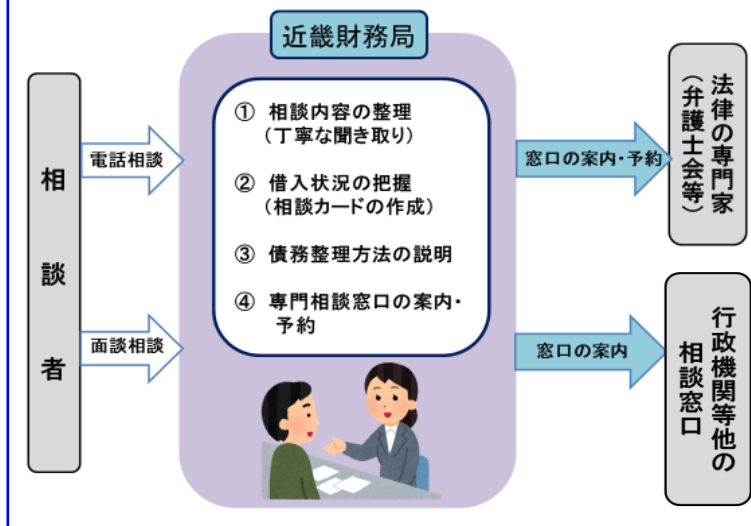
※1人の相談者に対し、複数の窓口を紹介している場合がある。

■相談件数の推移について■



近畿財務局多重債務者向け相談窓口について

近畿財務局では、多重債務者向け相談窓口を設置しております。相談窓口では、貸金業者等からの借入れでお悩みの方々からの相談に応じ、相談者の抱える借金の状況等をお伺いし、ご相談者の必要に応じて弁護士会等の専門機関をご紹介します。ご相談は、専門の相談員が、電話または面談でお受けします。



多重債務者向け相談(相談無料)

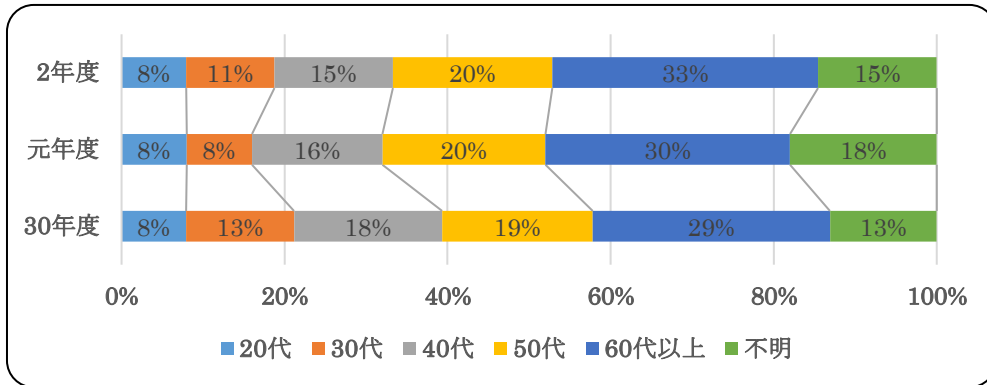
☎ 06-6949-6523 ☎ 06-6949-6875

受付: 平日(土日祝日を除く) 9時から12時、13時から17時

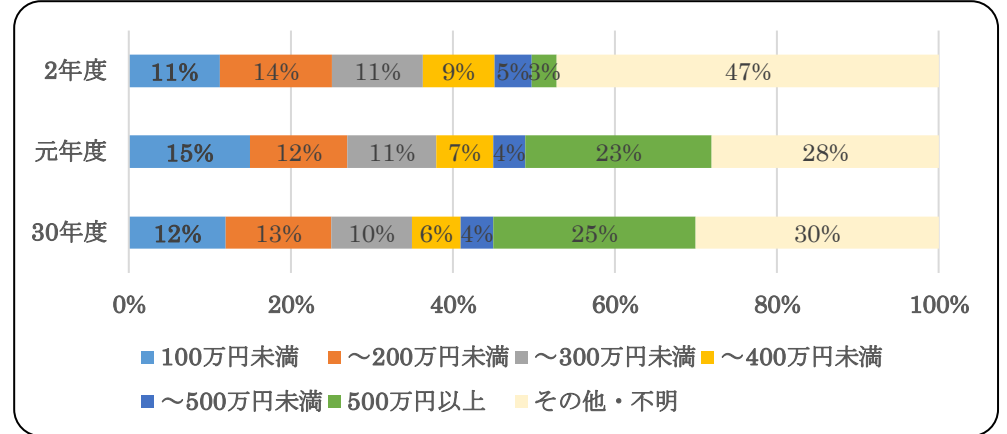
借金問題は必ず解決できます。ひとりで悩まずに、ぜひご相談ください



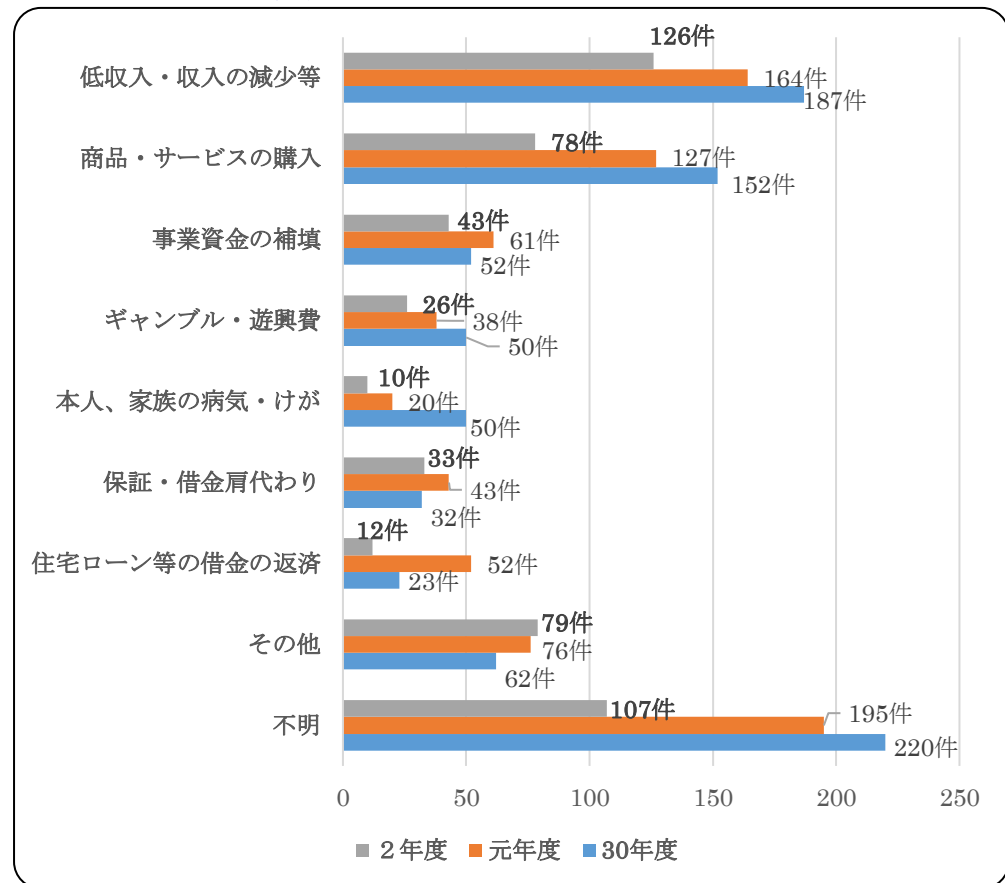
■ **年齢** ■ (注) 四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。



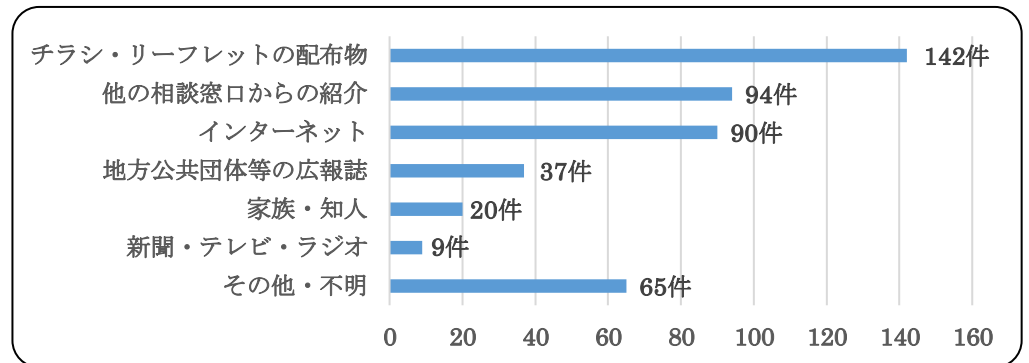
■ **借入残高** ■ (注) 四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。



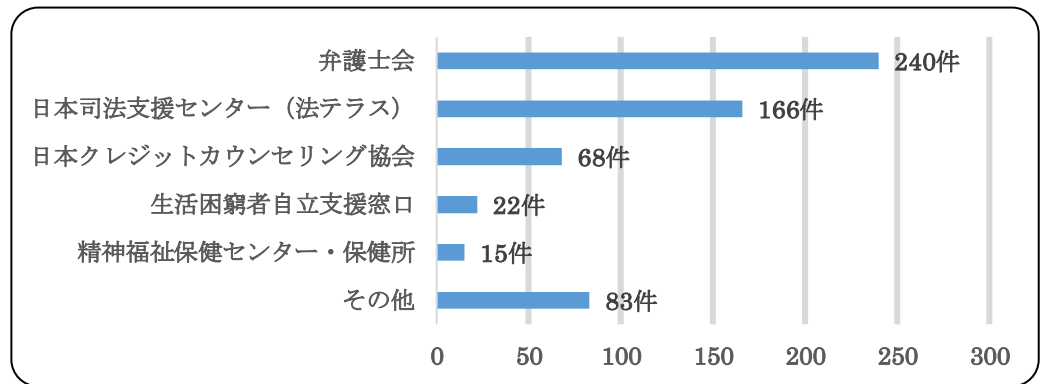
■ **借入のきっかけ(複数回答有)** ■



■ **相談のきっかけ(複数回答有)** ■



■ **弁護士会等への紹介件数(複数紹介有)** ■



【債務整理の4つの方法について】

(注)所要期間、所要費用は個別案件によって異なります。

■任意整理■～裁判所を使わず、当事者間の話し合いで返済方法を和解～

- ◆ 適している場合 : 借金の総額が比較的少ない場合
- ◆ 所要期間 : 2～4か月
- ◆ 費用の目安 : 1社2万5千円程度

(主なメリット)

- ・ 当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画を組むことが可能。

(主なデメリット)

- ・ 当事者間の任意の話し合いのため、話し合いに応じない貸金業者等に対する強制力がない。

※法律の専門家に依頼することが望ましい。

■特定調停■～裁判所が債権者と債務者の間に立って利害関係を調整～

- ◆ 適している場合 : 借金をしている先が少ない場合
- ◆ 所要期間 : 1～2か月
- ◆ 費用の目安 : 数千円程度

(主なメリット)

- ・ 裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公平な結論が期待できる。
- ・ 法律専門家に依頼することは必須ではないので、費用が安い。

(主なデメリット)

- ・ 借金をしている貸金業者等の合意を得る必要がある。合意に達しなかった貸金業者の借金は、整理されない。

■個人版民事再生■～裁判所が認可した再生計画に基づき、債務を返済～

- ◆ 適している場合 : 借金をしている先や額が多く、複雑な場合
相談者が給与等定期的な収入を得ている場合
住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合
- ◆ 所要期間 : 1年程度
- ◆ 費用の目安 : 30～60万円程度

(主なメリット)

- ・ 話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理可能。

(主なデメリット)

- ・ 利用できる者に制限がある。
- ・ 手続きが相対的に複雑なため、費用と時間がかかる。
- ・ 官報に氏名、住所が記載される。

※手続きが複雑なことから、法律の専門家への依頼は必須。

■自己破産■～裁判所を通じて債務の支払いを免責してもらう～

- ◆ 適している場合 : 返済の見込みがない場合
- ◆ 所要期間 : 2か月～半年程度
- ◆ 費用の目安 : 30～60万円程度

(主なメリット)

- ・ 免責が許可されれば、早期に借金から解放される。

(主なデメリット)

- ・ 最低限の生活資材を除き、住宅等の財産を失う。
- ・ 破産原因によっては免責されない場合がある。
- ・ 官報に氏名、住所が記載される。
- ・ 免責が許可されるまで一定の職業に付けない等の制約がある。

【相談事例】



30代 男性（借入2社 350万円）からのご相談
両親と同居。家計が苦しいときに借入をして補填し、借金が増えてしまった。営業の仕事をしている。新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少し、月々の返済が困難になってしまった。解決方法があれば知りたい。

(対応) 名義人としての資産は、車はあるが資産価値はほとんどないので、「**個人版民事再生**」「**自己破産**」中心に債務整理について説明した。「個人版民事再生」「自己破産」ともに官報に氏名等が掲載されること、「自己破産」は職業の制限を受けることがあり、仕事の関係上、それらを希望しないという事であれば「任意整理」になる等説明した。相談先として日本クレジットカウンセリング協会、法テラスを紹介し電話番号を伝えた。
※**日本クレジットカウンセリング協会**では、任意整理が可能な場合は、家計カウンセリングを行い、弁済計画の策定、貸金業者等への任意整理の交渉、依頼等の手続きを、無料で行ってくれます。

50代 男性（借入3社 130万円）からのご相談

仕事はしているが、収入は少なく、他の仕事もなかなか見つからない。借金の返済を優先して家賃を滞納したため、裁判手続きをされると言われている。生活保護の申請をする予定。市役所には自己破産を勧められたものの、自己破産も費用が掛かるためできないかもしれないと言われた。どのように借金を解決したらいいか。



(対応) 名義人としての資産もなく、生活保護申請を予定しているとのことなので、「**自己破産**」を中心に、債務整理について説明。また、**民事法律扶助制度の「資力要件」**に該当すると思われることから、法テラスを案内した。通常、自己破産の費用がかかるが、法テラスでは、生活保護を受給している場合等は、法テラスで立て替えをし、その返済が猶予、免除される等説明した。費用についての詳細は、法テラスで直接確認するようにお伝えし、法テラスの電話番号を案内して、早急に相談するようにアドバイスした。
※「**法テラス（日本司法支援センター）**」は、法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるように、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。



40代 男性（借入6社 3550万円）からのご相談
私は無職の妻と両親と同居していたが、両親との別居後、生活費が足りない際に借入れし、少しずつ債務額が膨らんだ。昨年からは、新型コロナウイルスの影響で仕事量も少なくなり、今後、給与が増えるかどうかは不透明な状況。車の残債務は100万円だが、資産価値は低い。また、住宅ローンは、給与が減ったので、条件変更して返済しているが、自宅の資産価値は分からない。返済が大変なためどうしたらよいか。自宅や車は手放したくない。

(対応) 任意整理、特定調停、個人版民事再生を中心に、債務整理について説明。「**個人版民事再生**」の清算価値保障の原則を説明し、自宅の資産価値を把握するように伝えた。
新型コロナウイルスの影響で収入・売上げが減少したこと等により、債務の返済が困難になった個人・個人事業主が債務整理をおこない、その生活の再建を支援するために、「**自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン**」の特則(**コロナ版ローン減免制度**)があることを伝え、最も多額のローンを借りている金融機関に相談するよう伝えた。

40代 男性（借入2社 1160万円）の妻からのご相談

夫にはギャンブル(パチンコ)が原因で借金がある。何度も隠れて借金をし、夫の両親が返済してきた。また、ギャンブル依存症の会などに入ったが、止められなかった。今は、自宅の住宅ローンを、毎月5万円とボーナス時15万円返済している。夫が司法書士に債務整理の相談をし、銀行に借金を毎月3万円ずつ返済したら良いと聞いてきたが、何のことかわからない。夫がギャンブルを止められれば、住宅ローンは今まで通り返済できると思う。どうしたらいいか。



(対応) 当局ウェブサイト掲載の4つの債務整理方法資料をご覧いただきながら、概要を説明。自宅を残せる債務整理を検討するよう伝え、弁護士会への相談を案内した。本人以外の方が返済を助けている以上、本人の信用情報に延滞の記録が残らず、またお金を借りる事が出来ることから、繰り返しとなり解決できない。ご本人からの申告により、金銭の貸し付けを求めても、これに応じないとする日本貸金業協会の**貸付自粛制度**を案内した。**ギャンブル依存症**の相談先として、「大阪府こころの健康総合センター」の電話番号を案内し、依存症の治療と債務整理を、同時進行で進めるように伝えた。

【出前講座(無料)のご案内】 多重債務相談窓口 ☎06-6949-6523

市町村や地域コミュニティなどが開催する講演会などに職員を講師として派遣し、「**多重債務の未然防止**」や、「**相談を受けた時の対応や心構え**」(担当者向け) などについて、専門の相談員がわかりやすくお話しています(少人数可)。講座内容をご要望により対応しますのでお気軽にお問合せ下さい。